

釧路地域 6 市町村合併協議会小委員会設置規程

（設置）

第 1 条 釧路地域 6 市町村合併協議会規約第 11 条第 1 項の規定に基づき、釧路地域 6 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議をする。

（種類及び委員）

第 3 条 小委員会は、別表のとおりとする。

2 小委員会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が、協議会の委員のうちから指名する。

（組織）

第 4 条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、小委員会の委員の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第 7 条 釧路地域 6 市町村合併協議会会議運営規程第 6 条から第 13 条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第 8 条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 9 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 10 日から施行する。

別表（第3条関係）

小委員会名	担 任 す る 事 項	構 成	定 数
新市建設構 想小委員会	新市の将来構想及び建設計画、合併の方式、期日、新市の名称及び事務所の位置など、新市のまちづくりに関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内及び共通委員2人	20人 以内
広報広聴 小委員会	協議会の担任する事務に住民意見を広く反映するための意識啓発、広報及び広聴に関する事項	関係市町村の委員のうちから各2人以内	12人 以内
行財政 小委員会	事務組織及び機構、財産、議会議員の定数及び任期の取扱いなど、行財政に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	18人 以内
住民生活 小委員会	国民健康保険事業、戸籍、地方税、環境衛生事業の取扱いなど、住民生活に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	18人 以内
健康福祉 小委員会	介護保険事業、健康づくり事業、各種福祉事業の取扱いなど、介護、健康、福祉、医療に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	18人 以内
産業経済 小委員会	農業委員会委員の定数及び任期、農林水産関係事業、商工・観光関係事業、勤労者関連事業の取扱いなど、産業経済に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	18人 以内
都市環境 小委員会	道路、河川、住宅、空港・港湾などの建設関係事業、都市計画、上下水道の取扱いなど、都市環境に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	18人 以内
教育文化 小委員会	学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の取扱いなど、教育文化に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	18人 以内